

川井団地区地区懇談会 11月27日（金） 19:00～20:00

司会 それでは、川井団地区の地区懇談会を始めたいと思います。まず初めに、川井団地区長さんごあいさつをよろしくお願いします。

区長 今晚は、川井団地区の地区懇談会ということで、たくさんの人に集まっていたいただき、また町長さんにも出席いただきありがとうございます。

今回、うちの方（川井団地区）の要望も何点かあがっています。それに対してのお答えをお聞かせいただけるということと思っています。また皆さんも注目されていますマイナンバーについても重要なことですので、最後まで聞いていただいて、ご質問なりしていただければと思っています。よろしく申し上げます。

司会 それでは佐川町長がごあいさつ申し上げます。

町長 皆さん今晚は、川井団地区の地区懇談会を開催したところ、昼間のお仕事で大変お疲れのところ、また夜分にお集まりいただきありがとうございます。平素、皆さまにおかれましては、町行政に各般にわたりご尽力をいただいていることにつきまして、お礼を申し上げたいと思っております。今回、地区懇談会ということで、直接地区に出向きまして皆さんのご意見を伺うということで開催をしています。今日は事前に岡野区長さんからいただいております課題について、担当の課長から説明をさせていただきます。その後なんでもかまいませんので忌憚のないご意見をお伺いしまして、これからのまちづくりにいかしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。簡単ですが開会に先立ちましてのごあいさつとさせていただきます。

役場出席課長自己紹介

司会 それではさっそく懇談会に入りたいと思います。今回の地区懇談会終了後、発言等をホームページ等で紹介しますので、今回のご発言を記録することをご了承ください。また、地区懇談会終了後、マイナンバーの説明会を開始しますが、その時に、町長、地区懇談会関係のみの課長については退席することをご了承ください。

区長 それでは、うちの方で役員会がありまして、その時にあった内容で、墓地（納骨堂）のことについて、今後、我われも年をとってくるので、非常に差

し迫った問題と思えます。

生活環境課長 資料を用意していますのでお配りします。枚数がないので隣同士でご覧ください。それでは、墓地・納骨堂についてですが、町内に4カ所の寺院の許可墓地があります。そして、町外ではありますが、隣接地域に八坂霊園がございます。それら5カ所について調査いたしました。今空きがある墓地についてですが、理正院が3区画、永代寺が43区画、霊岩寺が29区画、円誓寺が40区画、町外の八坂霊園については残り300区画ほどあります。それらについては、宗派に関係なく使用が認められているということです。また納骨堂についても霊岩寺以外は納骨堂がございます。これらについて宗派とか住所は問わないことになっています。現在のところ、このように供給体制が整っていると考えております。以上私からの説明を終わらせていただきます。

区長 何か質問ありませんか。皆さん自分のお墓とかありますか。

住民A いいですか、うちは子どもが2人おって、両方とも女の子で、それが両方とも長男に嫁いでいった。そこで私のお墓を作っても、2人のうちどっかがみるかみんかわからんし、後を継ぐ者がおらんのです。そうすると、墓を作ってもどうじゃろかと。そこで町の方がするかしないかわからないけど、「樹木葬」とか「散骨」とかいうことはお考えありませんか。

生活環境課長 今の所、供給体制が整っていますので、町営墓地であるとか、樹木葬、散骨であるとかの考えはありません。後を継ぐ人がいないということであれば、納骨堂とかの方法も考えられますが、それらはご本人さんの選択になるかと考えます。

住民A その納骨堂とかいうのは、最初にお金を払っておけば永久的に管理してもらえるのですか。

生活環境課長 そうですね、それぞれ宗教法人によって考え方は変わりますが、年間使用料を取るところ、永代供養料を払えばずっと見てもらえるところもあります。

住民A 砥部町くらいの規模であれば、納骨堂がいっぱいになるということもないでしょうが、個人の希望として散骨とか考えているのであればどのようにすればいいのでしょうか。

生活環境課長 それぞれの自治体の中で、町営や市営墓地を持っているところでそれを許可しているところもあります、また宗教法人の中で樹木葬や散骨に対応しているところもありますが、砥部町にはありません。

住民A 私個人がそういったところで申し込みをすれば可能ということですね。どこにあるかはわかりませんか。

生活環境課長 そこまでは、調べていません。

住民B 町内4件ある墓地のお寺さんは、全部永代供養というのがあるのですか。

生活環境課長 詳しくは調べていませんが、永代供養料を払えばずっと見てくれると思うのですが。それぞれの宗教法人にご相談されればよいかと思います。

町長 この件に関しまして、墓地のことは、宗教法人か自治体で、個人ではできないことは皆さんご存じだと思います。砥部町においては、新しく来ていただいた人もたくさんおいでで、墓地を持っていない方も多くおられまして、一度アンケートをとったことがあります。その時はあまり必要を感じてる人はいなかったのですが、町営墓地といったものは考えていませんでした。担当課長も言っていたように、砥部町内、近隣に宗教法人が作っている墓地があるということです。後継者がおられない人についても、やはり墓地は必要なわけで、墓地を用意するのか、納骨堂に永代供養してもらうのかは生前に決めてもらわなければなりません。

住民A 永代供養をした場合だいたい相場としてはどれくらいでしょうか。いま、墓をつくるということであれば何百万円もかかるようですが。

生活環境課長 そうですね、墓地を構えるよりも納骨堂で永代供養にする方がはるかに安いと思われれます。

区長 ほかにないようでしたら次に進みます。

司会 次は、公的介護施設の建設ということですが、区長さん何か補足はありますか。

区長 これが一番深刻な問題ではないでしょうか。差し迫った問題なので…これについて回答していただければと思います。

介護福祉課長 それでは介護福祉課でございますが、公的介護施設の建設についてということでございますが、具体的にどのようなご質問かわからなかったことなのですが、まず介護保険の制度につきましては、3年を1期として考えています。今現在、27・28・29年度の3年間の第6期として介護保険の事業計画を立てています。この計画といいますのはこの3年間にどれくらい高齢者の方が増えるのか、またその高齢者の方の中で、どの介護度に何人の方が該当するようになるのか、また、それらの人がどれくらいのサービスを利用するのか、老人ホームが必要かどうかの見込みを立てて、それらのサービスの金額を算定して介護保険料を設定するようになっています。ですので、介護保険料は原則的に3年間に変更することはありません。今現在、第6期の1年目ということになります。介護保険施設の建設ということですが、介護保険計画の中で、施設を建設するかどうかということを検討しています。今回の第6期の計画の中では介護施設を建設する計画はございません。次は、30・31・32年度の第7期の計画を立てるときに、住民のアンケートであるとか、その時の社会情勢とかを考えて、老人ホームが必要か、グループホームが必要か、高齢者が入所できる施設が必要かどうかということを考えて検討する必要があります。今現在のことですが、砥部町には老人ホームが2つあります。大南にあります砥部オレンジ荘、広田地区にあります特老ひろたです。オレンジ荘については、定員が55名、ひろたが30名で両方合わせて砥部町では85名の受け入れができるようになっていますが、今現在は空きがない状態です。待機については、オレンジ荘が83人、ひろたが51人で合わせて134人が、11月20日現在の待機となっています。これは、お一人が複数の施設に申し込んでいるケースもありますので実際に待機をしている人数ではありません。また、砥部町外の老人ホームに入られている方というのもおられます。7月末のデータですが、砥部町内の介護保険の被保険者で、老人ホームに入所されているのが、104名おられますので、町内のホームに入っている人以外に町外のホームに入所されている人がおられるようです。さっきの計画で老人ホームを建設して、入所されることになると給付費というものが発生します。その給付費というのは当然、介護保険被保険者の方が負担するということになります。先ほどの7月のデータですが、介護度によって費用は変わりますが、平均して、1人が特別養護老人ホームに入所すると、1月25万9,420円かかります。1年間で311万3,000円になります。それを65歳以上の方が保険料

で支払うとしたら、1年間で109円増額することになります。このように老人ホームを建設すれば、保険料が上昇することも考えなければなりません。また、最近サービス付き高齢者住宅というのが松山あたりでは建設されています。これら有料老人ホームや、サービス付き高齢者住宅を利用される方もいらっしゃいますので、それらを勘案して老人ホームをつくるかどうか判断しなければなりません。

住民C では第7期に建設をするのであれば、計画をいつごろたてるようになるのですか。

介護福祉課長 町が今から老人ホームの建設が必要であると判断した場合は、第6期の計画中であったとしても、平成30年、31年、32年に砥部町として特別養護老人ホームを建設しなければならないということであれば、公募をしてもらうということになります。公募をして建設の話が始まって、1年2年くらいの期間は完成するまでかかると思います。

例えば、第7期に建設の希望が出たとしてもその期間に完成されるとは限りません。

住民C 砥部町にそういったものを建設する用地などはあるのでしょうか。

介護福祉課長 基本的に町営でやるといったことは今の所考えがありません。民間の法人で建設を予定しているところはありませんかという公募をします。

住民A ちょっといいですか、待機者ですよ、これの順番は介護の度合いによって変わってくるのですか。優先順位とかあるのですか。

介護福祉課長 その辺りは、制度改正もありまして、介護度が要介護3以上の方が入る資格があります。特例はあるのですが。それで申し込んだ順番で入るわけではないので、優先度と言いますか、この人は介護が必要だといったことを判定する会があります。入所判定会議と言いますが、その場合名前もふせてその方のデータだけで公平に判断して順番に入ってもらうということです。

住民A はいわかりました。

司会 このほかにありませんか。無いようですので、あかがね区から川井団地区までの街路灯についてという議題に移ります。この件について補足はありま

すか。

区長 この件については、質問者がおられますのでその方に発言をお願いします。

住民D 宮内保育所から川井団地まで街灯が少なく、子どもたちが学校を終えて帰ってくるのに、中学生であれば5時半くらいでまだ明るいですが、高校生だと市内の学校から帰ってくるのが7時過ぎとか8時くらいになります。その時間になると帰るのに危ないかなと。また山沿いにカーブになっているところなど見通しも悪いので、町として街灯などを増やしていただければ安全かと思いました。

建設課長 まず、道路管理者としてお話しさせていただきます。道路照明灯というのがあるのですが、道路に関する法律の中で、夜間における交通の安全等の円滑を図るためという観点から設置基準がうたわれています。具体的にどのような場所かというところ、横断歩道がある場所とか、交差点、大きなカーブなどです。要は車の運転手が歩行者を発見しやすい場所になっています。今回この要望を受けまして、県の道路担当者と一緒に現場を見させていただきました。今回聞いていたのがあかがね区から川井団地までということでしたので、その区間で該当する場所というところ、県道から川井団地に入る場所、歩道と車道の間にある緑地帯がありますが、そこならば設置する可能性があるということです。ただ先ほども言いましたように、交差点とか横断歩道を照らしますから、全体的に明るいというよりも、路面が明るいといった感じになります。そこでかまわないので道路照明を付けてほしいとの要望があるのであれば、県庁の担当課の方に予算の要求をするということでした。ただ、県内全ての安全対策の費用ですから、他に緊急度の高い場所があればそちらに予算が付きまますのですぐに設置できるかどうかは分かりませんというのが、道路管理の立場からの答えです。

企画財政課長 防犯灯という観点からお答えします。今防犯灯が各所にあるかと思えます。最近はLED照明に代わっているのですが、指摘の場所は、場所によっては防犯灯が電柱1本おきまたは2本おきに付いていると思えます。確かにご指摘の場所については暗いかなと思えます。この防犯灯の設置については区で運営していただくという考えを持っています。区で設置していただいた費用の2分の1を補助するといったことで区に対し毎年設置要望を出してもらっています。先ほどの指摘の場所になりますと、あかがね区、川井区などが対

象になるかと思いますので、防犯灯が必要ということであれば、それらの区と協議していただくことが必要かと思います。

住民E 今回の防犯灯の補助についてなのですが、川井団地区では1昨年くらい前に設置をしたんですが、その時は蛍光灯でしてもらったんですが、その時担当から次の年になるとLEDで申請しないとダメよと言われてました。今蛍光灯でも申請はできるのですか。

企画財政課長 町の方針で、蛍光灯からLEDに移行するように指導しています。今は蛍光灯については補助をする考えはありません。LEDですと1基付けるのに2万5千円から3万円くらいかかります。その半額が補助になります。

住民E ということは1万円ちょっとくらいでLED照明が付くということですね。

企画財政課長 はい、そうです。

司会 この件について他にありませんか。無いようですので次の議題に入ります。ループバスの運行ということを伺っています。この件について区長さん補足はありますか。

区長 この件については深刻な問題でして、高齢になりますと足がないとどこにも行けない、病院にも行けないということが考えられます。昨日の役員会でもこの話がでました。結構深刻な問題です。できれば町の方で定期的に回るということはできないものでしょうか。

企画財政課長 はい企画財政課です。ループバスというものが福祉バスを指すのかどうか分かりませんが、昔伊予鉄バスの路線があったかと思えます。ここでは七折線ですね。そして、万年線、外山線、あと、広田に行く線がありました。それが今はありません。それで今年の10月からではありますが、広田地区についてはデマンドタクシー、乗り合いの予約型タクシーですね、これを月・水・金曜日に運行を始めました。広田各区内と、砥部の中心部を結ぶ線を始めました。来年度ですが、旧の砥部地区、先ほど言いましたバス路線が無くなったところ、万年、外山、七折ですね、あと、以前ありました、田ノ浦地区、八倉地区、これらの地区と国道33号までを結ぶデマンドタクシーを考えています。それは毎日の運行になるのかどうなのか、その辺りは十分協議をする必要

があるかと思いますが、利用する金額については、低額な料金を考えております。

住民A デマンドタクシーというのはどんなものですか。

企画財政課長 デマンドタクシーは、この辺りでは砥部タクシーにお願いするようになるかと思いますが、日や時間が決まっており、その時間に予約をしてもらって、例えば宮内のどこかの商店に行きたいからということであれば、その近くの場所まで運行して欲しいと予約をします。タクシーですから最大4人までは連れて行くことができるということになります。予約制の乗り合いタクシーということになります。

住民A 1人しか予約がなかったら、運航しないということですか。

企画財政課長 1人でも運行します。大角蔵から1人申し込んでいて、川井団地でも1人申し込んでいたりすると、1台でその2人を乗せて運行することになります。

住民A 幾らくらいで利用できるのですか。

企画財政課長 この件については、交通会議などで話し合いをして決定していきたいと考えております。現在、広田地区で運行しているデマンドタクシーでは、広田地区内であれば1回200円、広田地区から砥部中心地まででは1回500円で利用することができます。

住民D そのタクシーを利用できるのは、高齢者の方だけなんですか。

企画財政課長 利用者については、バス路線が廃止された地区内の方を限定にと考えております。まずは登録をしていただくことになります。

住民D ということは、子どもからおじいちゃんおばあちゃんまでということですか。

企画財政課長 その対象のエリアであれば、誰でも登録することができます。

住民D 仮に使いたいなど思ったらどこに登録をするようになりますか。

企画財政課長 今の所、砥部タクシーに依頼をしようと思っておりますので、利用する場合は砥部タクシーに連絡してもらえればと思っております。また、登録については町の方にさせていただくようになると思います。

住民F この間、スーパーフジで張り紙を見ました。なかなかいいことだなーと思いました。今の所、利用はあるのですか。

企画財政課長 広田の場合は月・水・金曜日の運行なのですが、利用のないときもありますが、結構利用していただいております。

住民D 1台500円ではなく1人500円ですか。

企画財政課長 1人500円です。これは広田の利用料金です。この辺りであれば、そんなに距離がないですからそこまでの料金は発生しないと考えております。

住民G よその地域ですが、ミニバスとかが不便な所だけ回っていたりするんです。不便な所だけそんなミニバスで3回くらい回るわけにはいかんですかね。予算もあることですが。

企画財政課長 この件について、我われも検討していないわけではありませんでした。今すぐというのは難しいことと思えます。予算のこととかもありますので、難しい面もあります。今考えていることは、まずはデマンドタクシーをやってみて、そして需要があるようであれば、ものすごく利用する方がいるようであれば、車両も大きいものを導入してみようなどの考えはあります。

町長 バスについては、社会が高齢化する上で同じような問題が出てきますから、十分検討したい、今広田地区で試験的にやっていますので。

住民H 川内（現東温市）とかで、町がお金を出して、合併する前でしたが白猪の滝の方であるとか伊予鉄バスが運行しています。利用者は伊予鉄バスの賃賃で乗っている。砥部もそのような方法で運行ができなかったのですか。

町長 この話については、伊予鉄道からそんなお話もありましたが、実際に乗っている人数というのは、1日に乗る人が1人か2人といったことで、伊予鉄道

としても廃止したいという相談がありました。そんな中、何千万円という費用を出して存続するか、先ほどもお話ししています、デマンドタクシーであるの
がいいのか、いくらかかってもいいからバスを運行をするということになると
税金を納めてくれた住民の皆さんにとってどちらがいいかと考えて判断させて
いただきました。先ほどお話にあった、マイクロバスを買ってそれで回ればい
いじゃないかということもありましたがそのことについて十分検討をしていま
す。それも費用がものすごくかかります、皆さまがいかに便利になってな
お安いかと、それを考えて広田ではデマンドタクシー方法にしました。このタク
シーについても、200円しか支払ってもらっていませんが、タクシー会社には
かなりの額をお支払いしています。というのは、運行のする曜日にはどう
しても車両と運転手を拘束してしまいますので、その補償をする必要がある
ためです。それでも、このタクシーを利用する方法が一番いいかと判断し
ました、ということをご理解ください。

司会 この件についてのご意見はありませんか。それでは、その他ということ
で、町長も来ておりますので何かご発言があればお願いします。

住民Ⅰ 旧の砥部町の方にはあんまりないとは思いますが、旧広田村の方
には崩れかけた家が多くあるかと思うのですが、それについて町の方で何か
対策とかをとられるのでしょうか。家もだけれども、山も、畑も荒れ放題に
なっている場所があるようですが。

町長 土地のこともありますが、今、空き家対策が全国的に言われて
おります。特に深刻なのが大都会でも問題があります。一応、それぞれの
空き家にしても個人の所有ということで個人の問題にはなってきます。
やはり個人が管理してもらおうというのが原則ではございますが、例
えば、田舎の方で、ポツンと1戸だけが廃屋になったとしても、危険
がないということになります。もし、隣のある空き家があった場合、
そこが崩れたら隣の家被害がおよぶ場合がある、これが本来の
空き家対策になるのではないかと考えます。これについては、県の
補助もあり、町の方としても検討しています。地域によっていろいろ
ですが、例えば、取り除く費用については町が負担するとか、土地は
寄附することとか、いろいろな方法でやっているようです。12月の
議会でも空き家対策についてどうするのかとの質問もできていま
す。というわけで、この空き家対策は、いろんな意味でも検討を
します。土地については、個人の方が耕作を放棄しているという
ことで、これに町が入って行ってなんとかするというのも難しい
ものがあります。ただ、川井地区でも行っていますが、国の補助
として、耕作放

棄地を集落営農組織が請け負って草刈りなどをするといった方法もあります。広田地区に限りませんが、鳥獣の被害がひどいので、例えば皆さんが、耕作放棄地の畑で何か作ろうかと思われても、なかなかイノシシの対策とかに大変なことになります。また、農地を貸すとかいうことになると、使用権の問題とかいろいろトラブルが起こってきます。町の方としても貸すという制度は作っています。しかし、今耕作放棄地とかが目立つのが現状です。例えば、農地から森林に変更しようかという、なかなか簡単にできないことになっています。将来に向かって、この空き家と耕作放棄地の問題が、砥部町だけでなく国全体問題になってきています。それらについては少しずつ対策を検討してまいります。

住民A それに関連したようなことですが、都会から若い人が移住をして、その地域の人達と仲良くなって村おこしのようなことをしているそんな企画はないですか。

企画財政課長 これにつきましては、平成28年度に予定をしています。広田地区に予定をしているのですが、都会の方から募集をして、地域の方とまちおこしをしてもらう予定です。

町長 移住ということは今、砥部はしておりませんが、これからは考えていかなければと思っています。

住民A それは、広田地区で商売をすとかいうのでなくて、畑を耕すであるとか…、移住するのであれば、畑とか田んぼが必要ですね、都会から来るのは商売をする人とかだけではないのですから。

企画財政課長 来年度予定していますのは、募集をかけて決定し、来ていただけるのが、9月か10月になるかと思いますが、それから何年間はそのに住んでもらうということになると思います。これは砥部町がその人を雇うということで、給料を出します。そして、地域の人達となんらかの活性化をしていただく、イベントをしていただく、地元以外の人達をその地区に呼び込むようなことをしていただくといったことになります。そしてその期間が終われば、おそらく広田地区に残ってもらえるのではないかと考えております。かなり定着率は高いそうです。定着をした後の仕事をどうするのかということが問題です。

住民J よその県で、過疎地にIT企業が進出したとかいったことがあるかと

と思いますが、IT企業を呼び込むとかありませんか。

町長 IT企業とか、企業が来てくれるのは本当にいいことですが、なかなか来ていただくのは難しい問題があります。先ほど担当課長が言っていましたのは「まちづくり協力隊」といったもので、来ていただいた人がいろいろ活動をしていただけるといったものです。それ以外にも過疎地の空き家を見つけてそこに住んでいるといったような例がテレビとかでも紹介されています。ただ、若い人といったことになると、その地域で生活をしていかなければならないことですから、なかなか農業で、というわけにもいきませんので、今広田も新しい道ができてきていますので、完成すれば十分松山の通勤圏になり、そこに住んでもらって、松山に通ってもらおうといったことも可能になります。そんな人がどんどん来ていただければありがたいと思います。そういった取り組みを今行っています。

住民K 今、砥部町で空き家がどれくらいあるかといったことは分かるのですか。

町長 把握はしています。

住民A それは、住める空家と廃屋と…

町長 いろいろあります。

建設課長 来年度、本格的に詳しい調査については行います。平成25年度に総務省が行った空家調査では、だいたい1,000戸、率で約10%くらい、もちろん空家というのいろいろな定義がありますから、1カ月住んでいなかったら空家なのか、といったこともありますので。

住民K もしそれを誰かが借りたいといった時に、昔私のところにも来たことがあるのですが、内子町の小田には200軒くらいあるのですよ。しかしいざ貸そうかといったところは、10軒くらいしかない。今は住んでないけど、ふる里に帰った時に住む予定とかで。

町長 私の知り合いでも、こちらに家はあるけれどもセカンドハウスのように使っている、そして退職後には住んでいる人はたくさんいます。普通の貸家のように貸すとトラブルも発生してしまう。難しいところがあります。買ってい

ただければ一番いいのですが、担当課長が言いましたように、空家調査も行い、移住してもらうときにはどのようにするかといったことを検討したいと考えております。その点ご理解ください。

住民E 区長にはまだ相談していないのですが、川井団地の入り口にある住宅地図ですが、古いもので新しく入ってきた人の名前に代わっていないものがあります。川井団地のゴミステーションは砥部の中で一番いいと思いますが、看板が一番汚いかもしれません。これを撤去するか作り直すか、それを行うときに町の助成はあるのでしょうか。

町長 この住宅の看板については、この団地を造成した時に企業の方で設置されたかと思います。民間の方で設置して、企業の宣伝とかを取り入れているのではないかと思います。ですので、基本的には区が管理していかなければならないのではないかと考えます。費用の問題ですが、民間が作った看板に対して町が補助をするといったものはありませんので、今日は明確にお答えすることはできませんけれど、地域が管理していただく中で、交付金といった形でやるといったことは問題ないと思います。

区長 あの看板はうちの区で作ったんですよ、宣伝ということで企業に1万円もらったりして、十数万円かかったということです。

住民E あれをやりかえるとかいうことは考えてないですかね。新しく入った人の名前に代わっていないのでそれが申し訳ないと思っていますが。

区長 この件については、区内の問題として別な時に話し合ひましょう。

司会 会も1時間ほどたちました、この後マイナンバーの説明もありますので懇談会を終了したいと思いますのですがよろしいでしょうか。

住民L すみません、先ほどの老人介護施設、二十何万と聞きましたが、これは1カ月に利用者が払うものですか。

介護福祉課長 7月の実績の金額ですが、1カ月平均25万9420円かかりますが、本人さんが払う金額は、サービス費の1割です。本人さんが払う金額は、介護度によっても変わります。一番重たい介護度、要介護5の場合、サービス費と食事代、居住費、施設によって変わりますが加算があります、それらを合

わせますと、オレンジ荘では8万9220円を本人が支払うこととなります。

住民M それやったら、国民年金では無理ということじゃな。

介護福祉課長 ただ、所得に応じて、食費とか居住費は減額できる制度があります。また、1割を払いますよね、所得の低い人には1万5千円以上であれば帰ってくる制度もあります。その人その人によってケースが変わってきます。ですので、試算をしてみないとわからないところがあります。

住民M それで、今は入れない、ということですよ。

介護福祉課長 今は難しいですね。これとは別に介護付有料老人施設やサービス付き高齢者住宅などもあります。

住民N 国民年金の額で払えないのだから、早く町で作ってもらわないといけないね。

町長 町が建てたから使用料が安くなるといったことはありません。

住民N まあ、町が運営してくれたら安心ということもあるしね。

町長 サービスは一緒ですよ。民間のほうが良いかもしれませんよ。介護の保険に適応する部分というのは差がないということです

司会 それではよろしいでしょうか。地区懇談会の終わりということで、佐川町長が終わりのご挨拶を申し上げます。

町長 今晚は大変ありがとうございました。今後どういったご用件でもかまいませんので、区長さんを通じて、町の方へお申し付け下さればと思います。この後マイナンバーの担当を残しまして、説明会を行いますので、みなさま何かとご不安な所もあるかと思しますので、十分説明を行いますのでお聞きください。ということで地域懇談会を終了したいと思います。